

公益社団法人日本技術士会 東北本部 岩手県支部
旅 費 規 程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人日本技術士会 東北本部 岩手県支部（以下「支部」という。）の運営に係る出張旅費の支給について必要な事項を定めたものである。

(支給対象)

第2条 支部が招集する役員会及び統括本部、東北本部が招集する役員会等の会議への出席、対外連携活動等に支部を代表して出席する場合の出張に対して支給する。

(旅費の区分)

第3条 出張にあたっては、次に定める旅費を支給する。

- (1) 交通費
- (2) 日 当
- (3) 宿泊代

(支部役員会出席の場合の支給額)

第4条 支部が招集する役員会等に出席するときは、出席者に対して表-1に示す旅費を支給する。ただし、支給対象は勤務地が盛岡圏以外（盛岡市、八幡平市、矢巾町、紫波町、雫石町、滝沢村、岩手町）からの出席者を対象とする。

表 1 旅費

地 域	県央	県北	沿岸	県南
支給額	2,000 円	4,000 円	5,000 円	4,000 円

地域区分は、以下のとおりとする。

県央（花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、西和賀町）

県北（久慈市、洋野町、軽米町、九戸村、一戸町、二戸市、葛巻町）

沿岸（岩泉町、普代村、野田村、田野畠村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）

県南（一関市、平泉町、奥州市、住田町）

(支部役員会出席以外の支給額)

第5条 出張旅費の種類は鉄道運賃、航空運賃、車賃、日当、宿泊料とする。

- 2 鉄道運賃は鉄道旅行について路程に応じ、普通旅客運賃、特急料金、急行料金及び座席指定料金を支給する。ただし特急料金、急行料金は現に利用した特急列車の夫々の料金を、また座席指定料金は座席指定列車を運行する路線により片道 100 キロメートル以上の旅行をした場合に支給する。
- 3 航空運賃は航空旅行について路程に応じ、現に支払いを必要とする旅客航空運賃を支給する。
- 4 自家用車利用の場合は、燃料代として区間距離あたり 20 円/km を支給する。
- 5 日当は県が出張の場合とし、旅行中の日数に応じ 2,000 円/日を支給する。
- 6 宿泊料は旅行中の宿泊代実費精算とする。
- 7 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

(旅費を他より受けた場合の取り扱い)

第6条 招待その他の理由により、旅費の全部又は一部を他から費用の支払いを受けたときは、本規程に定める旅費を減額することとする。

(旅費の仮払い)

第7条 出張者は、出張に要する費用の仮払いを受けることができる。

2 仮払いを受ける場合は、必要金額を見積もり事務局に手続きを行う。

(旅費の精算)

第8条 出張者は出張終了後すみやかに「出張旅費精算書」を作成し、旅費の精算をしなければならない。

2 実費の支出を証明するため、前項の精算書に領収書となる書面を添付しなければならない。ただし、領収書を徴することが出来ないときは、支払報告書を提出することをする。

3 仮払いを受けている場合は、仮払い金額と実費を相殺して精算する。

付 則

この規程は、平成25年8月〇〇日から施行する。